ひまわり想いやりプロジェクト ～「働く」を、もう一度あなたのペースで～

①「やってみたい」をカタチに
日11月9日㈰午前10時～10時45分、午前11時～11時45分、正午～午後0時45分 講中小企業診断士　岩﨑玲子氏
①申込みフォーム

②女性のためのRestart講座～これからの働き方を考える～
日12月1日㈫・3日㈭・15日㈫・17日㈭午前10時～正午
※17日は午後0時30分までマザーズハローワークによる説明・相談会あり。
②申込みフォーム

③しごと探し「出張マザーズハローワーク」
日12月17日㈭午後1時30分～3時30分（最終受付＝午後3時）場いずれも男女共同参画センター、①のみオンライン可
申①・②は申込みフォームで、③は直接会場へ
問NPO法人ダイバーシティコミュ☎050-1809-0264（平日午前9時～午後5時）Mail info@diversitycommu.com

認知症の方やその家族が安心して暮らせるように

問介護保険課地域包括ケア係☎042-497-2082

◆中清戸オレンジハウス ～チームオレンジ清瀬～
チームオレンジ清瀬のメンバーと楽しくお話ししましょう。ぜひお気軽にご参加ください。
詳しくはこちら
対認知症当事者の方やそのご家族、地域のご高齢の方、認知症に関心のある方日11月5日・12日・19日・26日いずれも木曜日午前10時～午後3時(開いている時間のうちお好きな時間帯にお越しください)
場直中清戸オレンジハウス（中清戸一丁目）
費200円（コーヒー、お茶、茶菓子付き）

◆よってこカフェ in ふわっとん
詳しくはこちら
対認知症に関心のある方日11月10日・24日いずれも火曜日午後2時～4時（ラストオーダー午後3時30分）場直Cafeふわっとん（上清戸一丁目）
費お茶代300円（茶菓子付き）

◆認知症家族会ゆりの会
認知症の方を介護するご家族の立場で今抱えている問題や悩みを率直に語り合いましょう。
詳しくはこちら
対認知症の方を介護しているご家族など
日11月18日㈬午後2時～3時30分 場清瀬けやきホール

住宅改修・マンション大規模修繕に伴う固定資産税の減額

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅、または大規模修繕を行ったマンションは、工事が完了した年の翌年度から一定期間、家屋にかかる固定資産税額が減額されます。
減額申請は、施工完了日から3か月以内に行ってください。
詳しくは市ホームページをご確認ください。
詳しくはこちら
問課税課固定資産税係☎042-497-2042

未分筆私道の非課税申告

課税対象の土地のうち一部道路部分を含んでいる場合、12月末までに道路面積が分かる測量図面を添えて申告していただくことにより、当該道路部分が公共の用に供する道路として所定の要件を満たす場合には、翌年度から私道部分の固定資産税・都市計画税は非課税の扱いになります。詳しくは下記までお問い合わせください。問課税課固定資産税係☎042-497-2042

市内の住宅工事事業者（職人さん）を紹介します

「家屋を修繕したいが、どこに頼んだらいいかわからない」「浴室が傷んでいるので見積もりが欲しい」など、住宅の修理・改築を考えている方はいませんか。
「清瀬市住宅工事あっせん事業協力会」では、市で受け付けをした方に、依頼内容に応じて協力会の職人さんを紹介しています。協力会には大工・土木・屋根・瓦・水道・電気・畳・左官・建具・ふすま・造園・ブロック・シャッターなどさまざまな工事に携わる職人さんがいます。ぜひご利用ください。
申込みフォーム
問産業振興課商工係☎042-497-3187

野焼きは法律や条例で原則禁止されています

野焼きとは野外でごみなどを燃やす行為です。野焼きは、煙や悪臭により近隣の生活環境に悪影響を及ぼすほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる危険性もあり、法律や条例により原則禁止されています。農業などを営む上でやむを得ない場合などは例外的に認められることがありますが、その場合でも、火災と誤認される恐れがあるときは事前に消防署へ届け出る、トラブルを避けるために近隣に事前説明を行い、時間帯、風向きや煙の量に気を付けるなど、十分な配慮をお願いします。
なお、例外的に認められる事由の野焼きであっても、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすと判断されたときは中止してください。資源物、廃棄物については、ルールに則って資源化または廃棄をしてください。
詳しくはこちら
問環境課環境政策係☎042-497-2099

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行

令和8年1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した方は10月下旬から11月上旬にかけて、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構より順次送付されます。国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となることから、確定申告などの際に、この証明書（または領収書）が必要となりますので、大切に保管してください。問日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」☎0570-003-004（050で始まる電話は☎03-6630-2525）
詳しくはこちら

公共施設利用登録更新のお願い （学校開放団体、内山サッカー団体を除く）

公共施設予約システムをご利用の方は、登録期限を迎える前に利用者登録の更新手続きが必要です。施設利用日が登録期限以降の場合、抽選を含め申込みができなくなります。本人確認書類を持参のうえ利用者登録受付施設の窓口で、お手続きください。
詳しくはこちら
【更新対象】公共施設予約システムへの登録または移行の手続きを完了した日から2年経過した方
【手続開始日】登録期限の半年前から
例：登録期限が令和9年2月末の方は令和8年9月1日より更新手続きが可能
【注意事項】登録期限が令和9年2月末の方が、令和9年3月分の抽選予約に申込む場合、対象施設の自動抽選予約申込期間前までに更新手続きを行わないと、登録期限前であっても令和9年3月分の抽選予約ができませんのでご注意ください
問市民協働課協働係☎042-497-1803

市民相談予約受付時間の変更

開庁時間変更の試行運用に伴い、市民相談の予約受付時間を変更します。【試行期間】令和8年11月2日㈪～令和9年4月30日㈭
【予約受付時間】午前9時～午後4時（市民相談に関するお問い合わせは、これまでどおり午前8時30分～午後5時で受け付けます）。
また、市ホームページでは24時間お申し込みできます
※翌月分の予約は、予約受付開始日以降にお申込みください。
皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
問市民協働課協働係☎042-497-1803

コンビニ交付等の一部休止のご案内

令和7年5月に施行された戸籍法の一部改正に伴い、市では清瀬市に本籍があって、これまでに届出等に基づく振り仮名の記載がない戸籍に対し、昨年通知した振り仮名の一括記載を実施します。この作業の実施にあたり、下記の日程で一部のコンビニ交付サービスをご利用いただけません。
【ご利用いただけない日程】
11月11日㈫・13日㈭・16日㈰～18日㈫・20日㈭・25日㈫いずれも午後6時～11時
【ご利用いただけないサービス内容】戸籍事項証明書（全部・個人）、戸籍の附票の写し（全部・個人）、戸籍利用登録申請
※住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、市民税・都民税課税（非課税）証明書は通常通り発行可能です。
問市民課戸籍係☎042-497-2038

今月開催の委員会　※詳しくは問合せ先にご確認ください。

会議・委員会名	日時	場所	問合せ	傍聴
清瀬市都市計画審議会	11月18日㈫午後2時～	市役所本庁舎	都市計画課計画係☎042-497-2093	直接会場へ
第3回国民健康保険運営協議会	11月24日㈫午後4時～		保険年金課国保係☎042-497-2047	